

J A M 政策NEWS

2023年11月1日 第2024-04号

【発行】JAM

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

11月は

「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」

「下請取引適正化推進月間」



「適正な価値を」永沼勇次さん
JAM九州・山口 しろみず労組

STOP!
しわ寄せ

『しわ寄せ』防止キャンペーン月間
大企業等と下請等中小事業者は共存共栄

厚生労働省ならびに中小企業庁、公正取引委員会は、11月を「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」と設定し、連携して集中的な取り組みを行なっています。

大企業で進められている時間外労働の上限規制などの働き方改革の取り組みが、下請等中小事業者に対する、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更など「しわ寄せ」を生じさせている場合があるからです。

中小企業が働き方改革を進められるよう、「しわ寄せ」防止のための総合対策として、環境整備を進めています。

下請取引適正化月間
～「見直そう」その一言で救われる～

中小企業庁及び公正取引委員会は、法令の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と位置づけ、法令の普及・啓発事業を集中的に行なっています。

本年は、“「見直そう」その一言で救われる”をキャンペーン標語とし、昨今の原材料価格やエネルギー価格、労務費等の上昇分を、下請中小企業が適切に価格転嫁するためには、価格転嫁に向けた協議が重要であるとして、発注者からの積極的な価格協議を呼びかけています。



しわ寄せ防止



下請取引 月間



パートナーシップ構築宣言

～JAM加盟企業の宣言「14%」 労使で一層の普及を～



「パートナーシップ構築宣言」は、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言し、企業として広報で指定ロゴマークの使用や、ポータルサイトへの掲載といった「見える化」を行なうしくみです。内閣府と中小企業庁によって、2020年5月に創設されました。

9月13日現在、JAMの加盟企業の登録は208社で14.1%にとどまっています。企業にとっては、代表者の名前で「親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守」等を宣言することで、企業イメージの向上はもとより、一部の補助金では加点措置の対象となるなどのメリットがあります。

「パートナーシップ構築宣言」のより一層の普及を進め、適正な取引慣行の定着、ひいては労務費、原材料、エネルギーコストの価格転嫁に繋がるよう、労使で取り組みを進めていきましょう。